

生物多様性条約 と 日本の伝統医学

2010年2月8日

厚生労働科学研究費特別研究
「漢方・鍼灸を活用した日本型医療の創生のための調査研究」
第4回会議

@

慶應義塾大学医学部新教育研究棟講堂1

財団法人未来工学研究所 主任研究員
小野 直哉

生物多様性条約とは

生物多様性条約以前の野生生物保護条約；

ラムサール条約 (1971年2月2日制定、1975年12月21日発行)；
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の生態系の保全

ワシントン条約 (1973年3月3日採択、1975年7月1日発行)；

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引制限

(特定の地域、種の保全に限定した、野生生物保護の枠組)



生物多様性条約；生物多様性の包括的保全の新たな枠組
(特定の地域、種の保全だけでなく、野生生物保護の枠組拡大)

生物遺伝資源の「持続可能な利用」を明記

1992年5月22日採択、国連環境開発会議(リオデジャネイロ開催)
で署名開放、1993年12月29日発効

2009年10月末現在、192の国と地域が条約を締結

日本は1993年5月に締結

生物多様性条約とは

- 3つの生物の多様性レベル

「生態系」

「種」

「遺伝子」

- 3つの目的

①地球上の多様な生物を生息環境とともに**保全**

②生物資源を**持続可能**であるように**利用**

③遺伝資源の利用から生ずる**利益**を公正かつ
衡平に**配分**

生物多様性条約締約国会議 (Conference of the Parties; COP)

- 第1回締約国会議 (COP1) 1994年 11/28 - 12/09 バハマ ナッソー
- 第2回締約国会議 (COP2) 1995年 11/06 - 11/17 インドネシア ジャカルタ
- 第3回締約国会議 (COP3) 1996年 11/04 - 11/15 アルゼンチン ブエノスアイレス
- 第4回締約国会議 (COP4) 1998年 05/04 - 05/15 スロバキア ブラチスラヴァ
- 第1回締約国特別会議 (ExCOP1) 1999年 02/22 - 02/23 コロンビア カルタヘナ
「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」の内容討議。
- 第1回締約国特別会議 (ExCOP1) 2000年 01/24 - 01/28 カナダ モントリオール
(再会合)「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」を採択。
- 第5回締約国会議 (COP5) 2000年 05/15 - 05/26 ケニア ナイロビ
- 第6回締約国会議 (COP6) 2002年 04/07 - 04/19 オランダ ハーグ
- 第7回締約国会議 (COP7) 2004年 02/09 - 02/20 マレーシア クアラルンプール
- 第8回締約国会議 (COP8) 2006年 03/20 - 03/31 ブラジル クリチバ
- 第9回締約国会議 (COP9) 2008年 05/19 - 05/30 ドイツ ボン
- 第10回締約国会議 (COP10) 2010年 10/11 - 10/29 日本 名古屋 (予定)

* 締約国会議は、1994年11月以来、ほぼ2年ごとに開催されている。

生物多様性条約の中心問題 「利益配分」

- ・ 15条7「利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ
衡平に配分する」
- ・ 8条(j)「伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社
会の知識、工夫及び慣行を尊重し…衡平な利益配分を奨励す
る」
- ・ 「遺伝資源」の利益配分を生物多様性条約採択の交渉の過程
で開発途上国が強く主張
- 資源国である開発途上国と利用国である先進国の対立
- ・ アメリカが未だに批准しない主な理由

COP10で予想される争点

・ 生物遺伝資源と利益配分

資源国による生物遺伝資源の出所開示請求

(例; 中国専利法、インド2005特許法、インド生物多様性法)

・ 伝統的知識と利益配分

資源国による伝統的知識の出所開示請求?

(資源国及び利用国の今後の動向次第)

・ 出所開示反対: 日米

・ 出所開示賛成: 資源国、EU(条件付き)

・ 米は条約を批准していない

・ 日本は厳しい状況

・ COP10までに、国際的判断予定

・ 資源国と利用国のフェアトレードの問題

生物多様性条約の影響を受ける分野

- 産業分野（生物遺伝資源・伝統的知識を利用する）

漢方医薬：生薬等の漢方薬材料を利用

医薬品：創薬目的に微生物や天然動植物を探索

食品：農産物や健康食品材料を利用

化粧品：天然動植物の抽出物を利用

種苗：野生植物の園芸・鑑賞植物目的の利用

- 大学や研究機関：上記産業関連分野

生物多様性条約が 日本の伝統医学に与える影響

- ・ 絶滅危惧種の生物遺伝資源の輸出制限による**生薬資源の不足**
- ・ 生物遺伝資源の出所開示による**研究活動及び知的財産への影響**
- ・ 伝統的知識の出所開示による**研究活動及び知的財産への影響**(今後の動向次第)

傳統的知識に関わる国際機関

・ **環境**：国連環境計画(UNEP)/生物多様性条約事務局(SCBD)/生物多様性条約締約国会議(COP)

・ **文化**：国連教育科学文化機関(UNESCO)

・ **食料・農業**：国連食料農業機関(FAO)

・ **医療・公衆衛生**：世界保健機関(WHO)

・ **産業**：国際標準化機構(ISO)

・ **知的財産**：世界貿易機構(WTO/TRIPS)、世界知的所有権機関(WIPO)

・ **開発**：国連貿易開発会議(UNCTAD)

・ **労働**：国際労働機関(ILO)

・ **人権**：人権委員会(CHR)、国連先住民族問題常設会議(UNPFII)

・ **犯罪対策・法執行**：Interpol(国際刑事警察機構)、WCO(世界関税機構)

日本は

利用国か？

資源国か？

日本の伝統医学（漢方・鍼灸）は

日本独自の**伝統文化**か？

日本独自の**伝統的知識**か？

日本の伝統医学（漢方・鍼灸）は

日本独自の**伝統文化**である。

日本独自の**伝統的知識**である。

日本の伝統医学（漢方・鍼灸）は

日本独自の文化資源である。

日本独自の知的資源である。

日本の伝統医学（漢方・鍼灸）は

日本独自の医療資源である。

日本は

利用国であり、

資源国である。

貴方に、その**自覚**はあるか？

隣人に、その**認識**はあるか？

日本の伝統医学に必要なこと

国内

- ・ 日本の伝統医学(漢方・鍼灸等)のデータベース化
- ・ 日本の伝統医学による伝統的知識のリスト化
- ・ 日本の伝統医学のソフト及びハードを含めた情報収集、整理、分析、出版等
- ・ 日本の伝統医学の伝統的知識と技の継承(教育)
- 生物遺伝**資源戦略**への能動的・積極的発言と関与
- 伝統的知識・**文化戦略**への能動的・積極的発言と関与

日本の伝統医学に必要なこと

国外

- ・ 資源国の生物遺伝資源保護法の把握と理解
- ・ 資源国の知的財産制度の把握と理解
- ・ 資源保護への有形無形の援助
- ・ 資源国と利用国、双方良し(Win-Win)の関係構築
- ・ 資源国・原住民への理解(伝統的知識や生物多様性の保護に対する考え方)
- ・ 資源国・原住民とのコミュニケーション
- ・ 倫理的、道徳的な観点
- ・ 以上を踏まえた取り組みの実行

日本の伝統医学に必要なこと

多分野との交流・連携と自覚

- 産業分野の専門家（バイオや工業製品等）
- 知的財産分野の専門家
- 法律分野の専門家
- 政策分野の専門家
- 伝統医学分野の専門家だけでは対応できない

日本の伝統医学に必要なこと

日本の伝統医学関連学会での議論・啓発活動

- シンポジウムの開催
- ガイドラインの作成
- 分科会の設立
- 学会組織内での担当部門の設置

日本の伝統医学に必要なこと

新たな管理システムの提案

- 伝統医学の世界協同利用管理機関の設立
- 伝統医学関連の生物遺伝資源の利用と管理
- 伝統医学関連の伝統的知識の利用と管理
- 伝統医学関連の利益配分の実施と管理